

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別記（第一条関係）	別記（第一条関係）	別記（第一条関係）	別記（第一条関係）
番号 第一南極 特別保護 地区	番号 第一南極 特別保護 地区	番号 第一南極 特別保護 地区	番号 第一南極 特別保護 地区
名称 マック・ロバ ートソンのテ ィラ	名称 マック・ロバ ートソンのテ ィラ	名称 マック・ロバ ートソンのテ ィラ	名称 マック・ロバ ートソンのテ ィラ
指 定 文	指 定 文	指 定 文	指 定 文
この地区は、テイラー氷河の東海岸にある地点（南緯67度27分5秒東経60度52分59秒）を起点とし、同地点から氷河の東端の線を南に進み、南緯67度27分28秒東経60度53分8秒の地点に至り、同地点から海岸線を進み起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。	この地区は、テイラー氷河の東海岸にある地点（南緯67度27分5秒東経60度53分21秒）を起点とし、同地点から東経60度53分21秒の経度線を南進し、南緯67度27分11秒東経60度53分21秒の地点に至り、同地点から西方、北から105度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯67度27分12秒東経60度53分11秒の地点に至り、同地点から東経60度53分11秒の経度線を南進し、南緯67度27分14秒東経60度53分11秒の地点に至り、同地点から東方、北から60度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯67度27分12秒東経60度53分20秒の地点に至り、同地点から東方、北から150度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯67度27分14秒東経60度53分23秒の地点に至り、同地点から東方、北から49度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯67度27分13秒東経60度53分26秒の地点に至り、同地点から東方、北から123度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯67度27分14秒東経60度53分30秒の地点に	この地区は、テイラー氷河の東海岸にある地点（南緯67度27分5秒東経60度53分21秒）を起点とし、同地点から東経60度53分21秒の経度線を南進し、南緯67度27分11秒東経60度53分21秒の地点に至り、同地点から西方、北から105度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯67度27分12秒東経60度53分11秒の地点に至り、同地点から東方、北から60度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯67度27分12秒東経60度53分20秒の地点に至り、同地点から東方、北から150度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯67度27分14秒東経60度53分23秒の地点に至り、同地点から東方、北から49度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯67度27分13秒東経60度53分26秒の地点に至り、同地点から東方、北から123度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯67度27分14秒東経60度53分30秒の地点に	この地区は、テイラー氷河の東海岸にある地点（南緯67度27分5秒東経60度53分21秒）を起点とし、同地点から東経60度53分21秒の経度線を南進し、南緯67度27分11秒東経60度53分21秒の地点に至り、同地点から西方、北から105度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯67度27分12秒東経60度53分11秒の地点に至り、同地点から東方、北から60度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯67度27分12秒東経60度53分20秒の地点に至り、同地点から東方、北から150度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯67度27分14秒東経60度53分23秒の地点に至り、同地点から東方、北から49度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯67度27分13秒東経60度53分26秒の地点に至り、同地点から東方、北から123度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯67度27分14秒東経60度53分30秒の地点に

至り、同地点から東経60度53分30秒の経度線を南進し、南緯67度27分17秒東経60度53分30秒の地点に至り、同地点から東方、北から142度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯67度27分20秒東経60度53分36秒の地点に至り、同地点から東方、北から159度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯67度27分22秒東経60度53分38秒の地点に至り、同地点から南緯67度27分22秒の緯度線を西進し、南緯67度27分22秒東経60度53分22秒の地点に至り、同地点から西方、北から120度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯67度27分24秒東経60度53分13秒の地点に至り、同地点から東方、北から113度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯67度27分26秒東経60度53分7秒の地点に至り、同地点から南緯67度27分26秒の緯度線を西進し、南緯67度27分26秒東経60度52分45秒の地点に進み、同地点から東経60度52分45秒の経度線を北進し、南緯67度27分24秒東経60度52分45秒の地点に至り、同地点から東方、北から18度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯67度27分18秒東経60度52分50秒の地点に至り、同地点から東方、北から8度の方角に引いた直線を北進し、南緯67度27分7秒東

第六南極特別保護地区	ロス海のポーフォート島	第二(略)	
<p>この地区は、ハレット岬の北海岸にある南緯72度19分5秒東経170度14分35秒の地点を起点とし、同地点から氷河の北端の線を南西に進み、南緯72度19分28秒東経170度13分25秒の地点に至り、同地点からハレット岬の海岸線を北に進み、南緯72度19分15秒東経170度12分59秒の地点に至り、同地点</p>	<p>この地区は、ロス島の北約37キロメートルのところにあるポーフォート島並びに同島の北海岸線、東経166度52分49秒の経度線、南緯76度55分30秒の緯度線及び東経167度の経度線により囲まれた海域(次の地図の斜線部分)から成る。</p>	(略)	

第六南極特別保護地区	ロス海のポーフォート島	第二(略)	
<p>この地区は、ハレット岬の北海岸にある南緯72度19分5秒東経170度14分35秒の地点を起点とし、同地点から氷河の北端の線を南西に進み、南緯72度19分33秒東経170度13分10秒の地点に至り、同地点からハレット岬の海岸線を北に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)</p>	<p>この地区は、ロス島の北約37キロメートルのところにあるポーフォート島並びに同島の北海岸線、東経166度52分50秒の経度線、南緯76度55分36秒の緯度線及び東経166度56分26秒の経度線により囲まれた海域(次の地図の斜線部分)から成る。</p>	(略)	<p>経60度52分54秒の地点に至り、同地点から東方、北から79度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯67度27分5秒東経60度53分の地点に至り、同地点から東方、北から70度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯67度27分4秒東経60度53分7秒の地点に至り、同地点から南緯67度27分4秒の緯度線を東進し、南緯67度27分4秒東経60度53分2秒の地点に至り、同地点から東方、北から105度の方角に引いた直線を南東に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。</p>

第五十八、 第五十九 南極特別 保護地区	第四十八、 第四十九 南極特別 保護地区	(略)	第七、 第八、 第九、 第十、 第十一、 第十二、 第十三、 第十四、 第十五、 第十六、 第十七、 第十八、 第十九、 第二十、 第二十一、 第二十二、 第二十三、 第二十四、 第二十五、 第二十六、 第二十七、 第二十八、 第二十九、 第三十、 第三十一、 第三十二、 第三十三、 第三十四、 第三十五、 第三十六、 第三十七、 第三十八、 第三十九、 第四十、 第四十一、 第四十二、 第四十三、 第四十四、 第四十五、 第四十六、 第四十七、 第四十八、 第四十九、 第五十、 第五十一、 第五十二、 第五十三、 第五十四、 第五十五、 第五十六、 第五十七、 第五十八、 第五十九、 第六十、 第六十一、 第六十二、 第六十三、 第六十四、 第六十五、 第六十六、 第六十七、 第六十八、 第六十九、 第七十、 第七十一、 第七十二、 第七十三、 第七十四、 第七十五、 第七十六、 第七十七、 第七十八、 第七十九、 第八十、 第八十一、 第八十二、 第八十三、 第八十四、 第八十五、 第八十六、 第八十七、 第八十八、 第八十九、 第九十、 第九十一、 第九十二、 第九十三、 第九十四、 第九十五、 第九十六、 第九十七、 第九十八、 第九十九、 第一百	(略)
アデア岬	(略)	アンヴァース 島のビスコー 岬	(略)	(略)
この地区は、 ヴィクトリア・ ランドの アデア岬の 北西部に あり、 南緯71度 18分30秒 の緯 度線、 東経170度 11分44秒 の経 度線、 リドリー 浜サウス・ ビ ーチの 海岸線 及び東 経170度 11	(略)	この区域は、 ビスコー岬の 位置する 小島の低 潮線で囲 まれた区 域、同線 から100 メートル 以内の海 域にある 島並びに 同島の北 約300メ ートルの 地点にあ る半島の 海岸線及 び南緯6 4度48分 20秒西 経63度4 6分5秒 の地点と 南緯64度 48分24 秒西 経63度4 6分4秒の 地点を結 ぶ直 線により 囲まれた 区域(次 の 地図の斜 線部分)か ら成る。	(略)	からペンギンの繁殖地から5メ ートル離れたところにある線 を南に進み南緯72度19分19秒 東経170度12分54秒の地点に至 り、同地点から海岸線を北西 に進み南緯72度19分8秒東経17 0度12分22秒の地点に至り、同 地点から南緯72度19分8秒東経 170度12分25秒の地点に至り、 同地点からペンギンの繁殖地 から5メートル離れたところ にある線を北東に進み、起点に 至る線により囲まれた区域(次 の地図の斜線部分)から成 る。

第五十八、 第五十九 南極特別 保護地区	第四十八、 第四十九 南極特別 保護地区	(略)	第七、 第八、 第九、 第十、 第十一、 第十二、 第十三、 第十四、 第十五、 第十六、 第十七、 第十八、 第十九、 第二十、 第二十一、 第二十二、 第二十三、 第二十四、 第二十五、 第二十六、 第二十七、 第二十八、 第二十九、 第三十、 第三十一、 第三十二、 第三十三、 第三十四、 第三十五、 第三十六、 第三十七、 第三十八、 第三十九、 第四十、 第四十一、 第四十二、 第四十三、 第四十四、 第四十五、 第四十六、 第四十七、 第四十八、 第四十九、 第五十、 第五十一、 第五十二、 第五十三、 第五十四、 第五十五、 第五十六、 第五十七、 第五十八、 第五十九、 第六十、 第六十一、 第六十二、 第六十三、 第六十四、 第六十五、 第六十六、 第六十七、 第六十八、 第六十九、 第七十、 第七十一、 第七十二、 第七十三、 第七十四、 第七十五、 第七十六、 第七十七、 第七十八、 第七十九、 第八十、 第八十一、 第八十二、 第八十三、 第八十四、 第八十五、 第八十六、 第八十七、 第八十八、 第八十九、 第九十、 第九十一、 第九十二、 第九十三、 第九十四、 第九十五、 第九十六、 第九十七、 第九十八、 第九十九、 第一百	(略)
アデア岬	(略)	アンヴァース 島のビスコー 岬	(略)	(略)
この地区は、 ヴィクトリア・ ランドの アデア岬の 北西部に あり、 南緯71度 18分30秒 の緯 度線、 東経170度 11分45秒 の経 度線、 リドリー 浜サウス・ ビ ーチの 海岸線 及び東 経170度 11	(略)	この区域は、 ビスコー岬の 位置する 小島の低 潮線で囲 まれた区 域、同線 から100 メートル 以内の海 域にある 島並びに 同島の北 約300メ ートルの 地点にあ る半島の 海岸線及 び南緯6 4度48分 19秒西 経63度4 6分5秒 の地点と 南緯64度 48分24 秒西 経63度4 6分4秒の 地点を結 ぶ直 線により 囲まれた 区域(次 の 地図の斜 線部分)か ら成る。	(略)	から成る。

第六十 第七十一 南極特別 保護地区	(略)	分30秒の経度線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。
-----------------------------	-----	-----------------------------------

別表第四 南極史跡記念物(第八条関係)	
番号 一〇八	名称 (略)
位置 (略)	
八十五	銘板 M3A原子炉を記念する
十四	南緯七十七度五十一分西経百六十六度四十一分

別表第六 南極特別保護地区ごとの要件(第十二条関係)

南極特別保護地区	要件		
第一南極特別保護地区	<p>一・二(略)</p> <p>三 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、単発式の回転翼航空機は、当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合においては、指定された地点(南緯六十七度二十七分四十八秒東経六十度五十三分十六秒)に限り、着陸することができ。</p> <p>四 原則として、航空機は、ペンギン(別表第三のペンギン科に掲げる種の生きている個体をいう。以下この別表において同じ。)の繁殖地の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。</p> <table border="1"> <tr> <td>単発式の回転翼航空機</td> <td>地表から高度九百三十メートル以下の空域</td> </tr> </table>	単発式の回転翼航空機	地表から高度九百三十メートル以下の空域
単発式の回転翼航空機	地表から高度九百三十メートル以下の空域		

第六十 第七十一 南極特別 保護地区	(略)	分30秒の経度線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。
-----------------------------	-----	-----------------------------------

別表第四 南極史跡記念物(第八条関係)	
番号 一〇八	名称 (略)
位置 (略)	
十四	

別表第六 南極特別保護地区ごとの要件(第十二条関係)

南極特別保護地区	要件
第一南極特別保護地区	<p>一・二(略)</p> <p>三 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合であつて、指定された地点(南緯六十七度二十七分四十八秒東経六十度五十三分十六秒)に着陸するときを除く。</p> <p>四 航空機は、ペンギン(別表第三のペンギン科に掲げる種の生きている個体をいう。以下この別表において同じ。)の繁殖地から五百メートル以内の直上空域を飛行しないこと。</p>

地区 第二南極特別保護	<p>一 (略)</p> <p>二 毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、科学的調査のために必要な場合を除き、ギガンテウス島に立ち入らないこと。</p> <p>三 当該地区内の陸域では車両を使用しないこと。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 当該地区内にある南極鳥類（別表第三に掲げる種の生きている個体をいう。以下この別表において同じ。）の繁殖地から二百五十メートル以</p>	<p>多発式の回転翼航空機</p> <p>地表から高度千五百メートル以下の空域</p>	<p>単発式の飛行機</p> <p>地表から高度九百三十メートル以下の空域</p>
		<p>六 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>七 (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>九 当該地区内に生きてゐる動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十二・十三 (略)</p>	<p>五 (略)</p>

地区 第二南極特別保護	<p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>九 (略)</p> <p>十 (略)</p> <p>十一 (略)</p> <p>十二 (略)</p> <p>十三 (略)</p>	<p>多発式の回転翼航空機</p> <p>地表から高度千五百メートル以下の空域</p>	<p>単発式の飛行機</p> <p>地表から高度九百三十メートル以下の空域</p>
		<p>六 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>七 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>八 (略)</p> <p>九 (略)</p> <p>十 (略)</p> <p>十一 (略)</p> <p>十二 (略)</p> <p>十三 (略)</p>	<p>五 (略)</p> <p>六 当該地区内では歩行者はペンギンの通路を通行しないこと。</p>

内の区域では車両を使用しないこと。

六 原則として、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、航空機は当該地区内に着陸しないこと。

ただし、単発式の回転翼航空機については、当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合においては、南極鳥類の繁殖地から五百メートル以上離れた区域（ギガンテウス島を除く。）に限り着陸することができる。

七 毎年五月一日から九月三十日までの期間は、単発式の回転翼航空機及び飛行機にあつては、南極鳥類の繁殖地から九百三十メートル以内の区域に、多発式の回転翼航空機にあつては、南極鳥類の繁殖地から千五百メートル以内の区域に離着陸しないこと。

八 航空機はギガンテウス島の直上空域を飛行しないこと。

九 原則として、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

単発式の回転翼航空機	地表から高度九百三十メートル以下の空域
多発式の回転翼航空機	地表から高度千五百メートル以下の空域
単発式の飛行機	地表から高度九百三十メートル以下の空域

区域では車両を使用しないこと。

四 航空機は、前号の繁殖地から五百メートル以内の区域に着陸しないこと。

五 原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。

十 毎年五月一日から九月三十日までの期間は、当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下の空域
多発式の回転翼航空機	地表から高度千五百メートル以下の空域
単発式の飛行機	地表から高度七百五十メートル以下の空域

十一 (略)

十二 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では歩行者は南極鳥類の繁殖地から二百メートル以内には近づかないこと。

十三 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。

十四 (略)

十五 原則として、当該地区内では野営しないこと。

十六 当該地区内では、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、発動機又は電動機その他騒音を生じさせるような機器を使用しないこと。

十七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。

十八 当該地区内に持ち込むすべての

六 (略)

七 除き、科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。

八 (略)



第三南極特別保護  
地区

十九 物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。  
十九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。  
二十・二十一 (略)

一・二 (略)  
三 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、単発式回転翼航空機は、指定された地点（南緯六十六度二十六分三十八秒東経百十度二十分五十四秒又は南緯六十六度二十七分八秒東経百十度三十六分四秒）に限り、着陸することができる。

四 原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

単発式の航空機	地表から高度九百三十メートル以下の空域
多発式の航空機	地表から高度千五百メートル以下の空域

六五 (略)

科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。ただし、アデーリー島においては、毎年十一月一日から翌年の四月一日までの期間は、当該工作物の設置又は除去のた

第三南極特別保護  
地区

九・十 (略)

一・二 (略)  
三 航空機は、指定された地点（南緯六十六度二十六分三十八秒東経百十度二十分五十四秒又は南緯六十六度二十七分八秒東経百十度三十六分四秒）に限り、着陸することができる。

四 原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。

六五 (略)

科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。ただし、アデーリー島においては、毎年十一月一日から翌年の四月一日までの期間は、当該作業を行つてはならない。

<p>第四・第五南極特別保護地区 第六南極特別保護地区</p>	
<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。</p> <p>二 当該地区内では車両を使用しないこと。</p>	<p>七 原則として、オドバード島内では野営しないこと。</p> <p>八 当該地区内では、指定された地点（南緯六十六度二十二分二十四秒東経百十度三十五分十二秒）に限り、野営することができる。</p> <p>九 (略)</p> <p>十 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>十一 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十二 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十三・十四 (略)</p>

<p>第四・第五南極特別保護地区 第六南極特別保護地区</p>	
<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。ただし、南緯七十二度十九分一秒東経百七十度十三分の地点から南緯七十二度十九分八秒東経百七十度十三分十八秒の地点までのシービー・フックの海岸線から二十五メートル以内の区域又は東経百七十度十三分の経度線、南緯七十二度十九分四秒東経百七十度十三分の地点とフィッツシャー測地観測点（南緯七十二度十九分七秒東経百七十度十二分四十秒）を結ぶ土塁に沿った線、南緯七十二度十九分七秒の緯度線及びシービー・フックの海岸線により囲まれた区域においては、教育活動、観光活動又はレクリエーション活動を行うことができる。</p> <p>二 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では</p>	<p>七 当該地区内では、指定された地点（南緯六十六度二十六分三十四秒東経百十度二十分四十秒）に限り、野営することができる。</p> <p>八 (略)</p> <p>九・十 (略)</p>

<p>第二十、第三十八南極特別保護地区 第三十九南極特別保護地区</p>	<p>第七、第十八南極特別保護地区 第十九南極特別保護地区</p>	<p>三 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合において、回転翼航空機は、指定された地点（南緯七十二度十九分十四秒東経百七十度十三分三十四秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>四 毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、科学的調査又は管理活動のために必要な場合及び前号の規定に従って離着陸する場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域を飛行しないこと。</p>
<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。</p> <p>二、七 (略)</p> <p>八 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。ただし、滅菌を行う場合には、紫外線照射、オートクレーブの使用又はエタノール水溶液による洗浄等の方法を用いること。</p> <p>九、十一 (略)</p>	<p>五、十一 (略)</p>

<p>第二十、第三十八南極特別保護地区 第三十九南極特別保護地区</p>	<p>第七、第十八南極特別保護地区 第十九南極特別保護地区</p>	<p>三 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合において、指定された地点（南緯七十二度十九分十四秒東経百七十度十三分三十四秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。</p>				
<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二、七 (略)</p> <p>八 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>九、十一 (略)</p>	<p>五、十一 (略)</p> <table border="1" data-bbox="758 1467 997 2016"> <tr> <td data-bbox="758 1467 853 1691"> <p>多発式の回転翼航空機</p> </td> <td data-bbox="853 1467 997 1691"> <p>単発式の回転翼航空機</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 1691 853 2016"> <p>地表から高度千メートル以下の空域</p> </td> <td data-bbox="853 1691 997 2016"> <p>地表から高度五百七十メートル以下の空域</p> </td> </tr> </table>	<p>多発式の回転翼航空機</p>	<p>単発式の回転翼航空機</p>	<p>地表から高度千メートル以下の空域</p>	<p>地表から高度五百七十メートル以下の空域</p>
<p>多発式の回転翼航空機</p>	<p>単発式の回転翼航空機</p>					
<p>地表から高度千メートル以下の空域</p>	<p>地表から高度五百七十メートル以下の空域</p>					

<p>第四十、第五十四南極特別保護地区 第五十五南極特別保護地区</p>	
<p>一、三 (略) 四 当該地区内に、一回につき四十一人以上立ち入らないこと。 五 当該地区内の第十六南極史跡記念物に、一回につき十三人以上立ち入</p>	<p>二・三 (略) 四 航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。ただし、前号の地点に離着陸する場合で、かつ、南緯六十四度四十八分三十六秒西経六十三度四十六分五十二秒の地点を起点とし、同地点と南緯六十四度四十八分三十五秒西経六十三度四十六分四十二秒の地点を結ぶ直線及び同地点から起点に至る海岸線により囲まれた区域、並びに、南緯六十四度四十八分二十四秒西経六十三度四十六分四秒の地点を起点とし、同地点と南緯六十四度四十八分二十秒西経六十三度四十六分五秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯六十四度四十八分二十六秒の地点を結ぶ海岸線、同地点と南緯六十四度四十八分二十三秒西経六十三度四十六分二十六秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯六十四度四十八分十三度四十六分三十二秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点とを結ぶ海岸線で囲まれた区域の直上空域を航行する場合は、この限りでない。</p>

<p>第四十、第五十四南極特別保護地区 第五十五南極特別保護地区</p>									
<p>一、三 (略) 四 当該地区内に、一回につき四十人以上立ち入らないこと。 五 当該地区内の第十六南極史跡記念物に、一回につき十二人以上立ち入</p>	<p>二・三 (略) 四 当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。ただし、前号の地点に離着陸する場合で、かつ、当該地区のうち、南緯六十四度四十八分三十五秒西経六十三度四十五分三十一秒、南緯六十四度四十八分三十九秒西経六十三度四十六分二十六秒及び南緯六十四度四十八分四十八秒西経六十三度四十七分四十分を順次に結ぶ線より南の区域及びビスノー岬の位置する島の北約三百メートルの地点にある半島のうち、氷河のない区域の直上空域を航行しない場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="399 1467 798 2020"> <tr> <td>単発式の回転翼航空機</td> <td>地表から高度七百五十メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td>多発式の回転翼航空機</td> <td>地表から高度千メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td>単発式又は双発式の飛行機</td> <td>地表から高度四百五十メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td>多発式の飛行機(双発式の飛行機を除く)</td> <td>地表から高度千メートル以下の空域</td> </tr> </table>	単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下の空域	多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域	単発式又は双発式の飛行機	地表から高度四百五十メートル以下の空域	多発式の飛行機(双発式の飛行機を除く)	地表から高度千メートル以下の空域
単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下の空域								
多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域								
単発式又は双発式の飛行機	地表から高度四百五十メートル以下の空域								
多発式の飛行機(双発式の飛行機を除く)	地表から高度千メートル以下の空域								

第五十六南極特別保護地区	<p>六 当該地区内の第十六南極史跡記念物では、金属鋸のついた三脚又は一脚を使用しないこと。また、当該記念物に一回に十二人立ち入る場合、三脚又は一脚を使用しないこと。</p> <p>七 十八 (略)</p>
第五十七南極特別保護地区	<p>一 三 (略)</p> <p>四 当該地区内に、一回につき四十一人以上立ち入らないこと。</p> <p>五 当該地区内の第十五南極史跡記念物に、一回につき九人以上立ち入らないこと。</p> <p>六 当該地区内の第十五南極史跡記念物では、金属鋸のついた三脚又は一脚を使用しないこと。また、当該記念物に一回に八人立ち入る場合、三脚又は一脚を使用しないこと。</p> <p>七 十八 (略)</p>
第五十八南極特別保護地区	<p>一 三 (略)</p> <p>四 当該地区内の第十八南極史跡記念物に、一回につき九人以上立ち入らないこと。</p> <p>五 当該地区内の第十八南極史跡記念物では、金属鋸のついた三脚又は一脚を使用しないこと。また、当該記念物に一回に八人立ち入る場合、三脚又は一脚を使用しないこと。</p> <p>六 十五 (略)</p>
第五十九南極特別保護地区	<p>一 五 (略)</p> <p>四 当該地区内に、一回につき四十一人以上立ち入らないこと。</p> <p>五 当該地区内の第二十二南極史跡記念物に、一回につき五人以上立ち入らないこと。</p> <p>六 当該地区内の第二十二南極史跡記念物では、金属鋸のついた三脚又は一脚を使用しないこと。また、当該</p>

第五十六南極特別保護地区	<p>六 十七 (略)</p>
第五十七南極特別保護地区	<p>一 三 (略)</p> <p>四 当該地区内に、一回につき四十人以上立ち入らないこと。</p> <p>五 当該地区内の第十五南極史跡記念物に、一回につき八人以上立ち入らないこと。</p>
第五十八南極特別保護地区	<p>一 三 (略)</p> <p>四 当該地区内の第十八南極史跡記念物に、一回につき八人以上立ち入らないこと。</p> <p>六 十七 (略)</p>
第五十九南極特別保護地区	<p>一 三 (略)</p> <p>四 当該地区内に、一回につき四十人以上立ち入らないこと。</p> <p>五 当該地区内の第二十二南極史跡記念物に、一回につき四人以上立ち入らないこと。</p> <p>五 十四 (略)</p>

第六十、第六十二南極特別保護地区	七、三脚又は一脚を使用しないこと。 （略）
第六十三南極特別保護地区	一、（略） 二、当該地区内では車両を使用しないこと。 三、航空機は当該地区内に着陸しないこと。
第六十四南極特別保護地区	一、二、（略） 三、船舶は当該地区内の海域を航行しないこと。ただし、上陸のためにボートを使用する場合はこの限りでないが、その場合の対水速度は五ノット以下とし、海岸線から五十メートル以内の海域には侵入しないこと。
<p>四、（略）</p> <p>五、（略）</p> <p>六、毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、単発式の回転翼航空機は指定された地点（南緯六十七度四十七分二十五秒東経六十六度四十一分四十五秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>七、毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、前号の規定に従って離着陸する場合は、次の表の区域の直上空域にあっては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。ただし、回転翼航空機は、離着陸する場合であつても、当該地区のうち、スカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域を飛行しないこと。</p>	

第六十、第六十二南極特別保護地区	六、十七、（略）
第六十三南極特別保護地区	一、（略）
第六十四南極特別保護地区	一、二、（略） 三、当該地区内に百二十日以上滞在しないこと。 四、船舶は当該地区内の海域を航行しないこと。ただし、上陸のためにボートを使用する場合はこの限りでないが、その場合の対水速度は五ノット以下とし、海岸線から五十メートル以内の海域には侵入しないこと。
<p>五、（略）</p> <p>六、（略）</p> <p>七、毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、単発式の航空機は指定された地点（南緯六十七度四十七分二十五秒東経六十六度四十一分四十五秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>八、毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、前号の規定に従って離着陸する場合は、次の表の区域の直上空域にあっては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。ただし、回転翼航空機は、離着陸する場合であつても、当該地区のうち、スカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域を飛行しないこと。</p>	

第六十五ノ第七十  
南極特別保護地

七ノ十五  
(略)

多発式の飛行機	多発式の飛行機	多発式の回転翼航空機	単発式の飛行機	単発式の飛行機	単発式の回転翼航空機
地表から高度千五百メートル以下の空域及び氷河のない区域	地表から高度千五百メートル以下の空域及び氷河のない区域	地表から高度千五百メートル以下の空域及び氷河のない区域	地表から高度九百三十メートル以下の空域及び氷河のない区域	地表から高度九百三十メートル以下の空域及び氷河のない区域	地表から高度九百三十メートル以下の空域及び氷河のない区域

第六十五ノ第七十  
南極特別保護地

八ノ十六  
(略)

多発式の飛行機	多発式の飛行機	多発式の回転翼航空機	単発式の飛行機	単発式の飛行機	単発式の回転翼航空機
地表から高度千五百メートル以下の空域及び氷河のない区域	地表から高度千五百メートル以下の空域及び氷河のない区域	地表から高度千五百メートル以下の空域及び氷河のない区域	地表から高度七百五十メートル以下の空域及び氷河のない区域	地表から高度七百五十メートル以下の空域及び氷河のない区域	地表から高度七百五十メートル以下の空域及び氷河のない区域